

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【公表番号】特表2016-506968(P2016-506968A)

【公表日】平成28年3月7日(2016.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-014

【出願番号】特願2015-556222(P2015-556222)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/17 (2015.01)

A 6 1 K 35/50 (2015.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/02 (2006.01)

C 1 2 N 5/0783 (2010.01)

【F I】

A 6 1 K 35/17 A

A 6 1 K 35/50

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 35/02

C 1 2 N 5/0783 Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月26日(2017.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ナチュラルキラー細胞を含む移植片対宿主病を治療するための医薬組成物であって、該ナチュラルキラー細胞が、ヒト胎盤灌流液及び臍帯血から単離されたものである、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記ヒト胎盤灌流液及び臍帯血が、複数の赤血球を除去するように処理されたものである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記ヒト胎盤灌流液が、全有核細胞を含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記ナチュラルキラー細胞が、少なくとも約50%のCD56⁺細胞、又は少なくとも約50%のCD56⁺CD16⁻細胞を含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記ナチュラルキラー細胞が、免疫調節化合物と、該免疫調節化合物と接触しない同等数の細胞が発現するよりも検出可能な程度に多くのグランザイムBを発現するのに十分な量及び時間で接触する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記免疫調節化合物がレナリドミド又はポマリドミドである、請求項5記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記ナチュラルキラー細胞が：

末梢血由来の同等数のナチュラルキラー細胞よりも検出可能な程度に多くの数のCD3⁻CD56⁺CD16⁻ナチュラルキラー細胞；

末梢血由来の同等数のナチュラルキラー細胞よりも検出可能な程度に少ない数のCD3⁻CD56⁺CD16⁺ナチュラルキラー細胞；

末梢血由来の同等数のナチュラルキラー細胞よりも検出可能な程度に多くの数のCD3⁻CD56⁺KIR2DL2/L3⁺ナチュラルキラー細胞；

末梢血由来の同等数のナチュラルキラー細胞よりも検出可能な程度に少ない数のCD3⁻CD56⁺NKp46⁺ナチュラルキラー細胞；

末梢血由来の同等数のナチュラルキラー細胞よりも検出可能な程度に多くの数のCD3⁻CD56⁺NKp30⁺ナチュラルキラー細胞；

末梢血由来の同等数のナチュラルキラー細胞よりも検出可能な程度に多くの数のCD3⁻CD56⁺2B4⁺ナチュラルキラー細胞；又は

末梢血由来の同等数のナチュラルキラー細胞よりも検出可能な程度に多くの数のCD3⁻CD56⁺CD94⁺ナチュラルキラー細胞

を含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記ナチュラルキラー細胞が、hsa-miR-155、hsa-miR-337、hsa-miR-422a、hsa-miR-549、及びhsa-miR-618のうちの1つ又は複数を、末梢血由来の同等数のナチュラルキラー細胞が発現するよりも検出可能な程度に多くの量で発現する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記ナチュラルキラー細胞が培養されたものでない、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記ナチュラルキラー細胞が培養されたものである、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記ナチュラルキラー細胞が、約21日間培養されたものである、請求項10記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記ナチュラルキラー細胞が、フィーダー細胞の存在下で培養されたものであり、好ましくは、該フィーダー細胞が、約7日目に前記培養物に添加される、請求項11記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記移植片対宿主病が、同種異系骨髄移植後、固形臓器移植後、又は複合組織同種移植後に発症する、請求項1～12のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記移植片対宿主病が、少なくとも1段階グレードが低下する、請求項1～13のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記移植片対宿主病が、移植後100日以内にグレードIIを超えて進行しないか、又は前記移植片対宿主病が、移植後100日以内にグレードIを超えて進行しない、請求項1～13のいずれか一項記載の医薬組成物。